

議案第109号

福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和4年6月14日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、地方公務員法の一部改正に伴い、学校職員のうち定年前再任用短時間勤務職員の給与について定める等の必要があるによる。

福岡市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

福岡市立学校職員の給与に関する条例（昭和29年福岡市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第3項中「の定める」を「で定める」に改め、同条第4項及び第6項中「その者」を「当該教育職員」に改め、同条第10項及び第11項を削る。

第5条の2第1項中「法第28条の5第1項又は第28条の6第2項」を「福岡市職員の定年等に関する条例（昭和58年福岡市条例第62号。以下「定年条例」という。）第15条」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に、「前条第10項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額」を「当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額」に、「当該職員」を「当該定年前再任用短時間勤務職員」に、「第3条」を「第3条第3項」に改め、同条第3項中「任期付短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員」に改める。

第5条の3第1項中「その者」を「当該育児短時間勤務職員」に改める。

第5条の4第2項中「その者」を「当該職員」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第10条の2第1項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2項及び第3項中「その者」を「当該職員」に改める。

第11条の2の次に次の1条を加える。

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

第11条の2の2 第5条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附則に次の10項を加える。

- 5 当分の間、学校職員の給料月額を、当該学校職員が60歳に達した日後における最初の4月1日(附則第7項において「特定日」という。)以後、当該学校職員に適用される給料表の給料月額のうち、当該学校職員の属する職務の級及び当該学校職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。)とする。
- 6 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
  - (1) 臨時的任用職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員
  - (2) 定年条例第10条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する異動期間(同項又は同条第2項の規定により延長された期間を含む。)を延長された定年条例第6条に規定する管理監督職を占める職員
  - (3) 定年条例第3条第2項に規定する職員
  - (4) 定年条例第4条第1項又は第2項の規定により勤務している職員(定年条例第2条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。)
- 7 定年条例第8条に規定する他の職への降任等をされた学校職員であつて、当該他の職への降任等をされた日(以下この項及び附則第9項において「異動日」という。)の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額(以下この項において「特定日給料月額」という。)が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額(当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。)に達しないこととなる職員(委員会が定める職員を除く。)には、当分の間、特定日以後、附則第5項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。
- 8 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される学校職員の受ける給料月額との合計

額が当該学校職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「当該学校職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該学校職員の受ける給料月額」とする。

- 9 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける学校職員（附則第5項の規定の適用を受ける学校職員に限り、附則第7項に規定する学校職員を除く。）であつて、同項の規定による給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、委員会の定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 10 附則第7項又は前項の規定による給料を支給される学校職員以外の附則第5項の規定の適用を受ける学校職員であつて、任用の事情を考慮して当該給料を支給される学校職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、委員会の定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 11 附則第7項又は前2項の規定による給料を支給される教育職員に対する第5条の3第1項及び第9条並びに福岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和46年福岡市条例第58号）第3条第1項の規定の適用については、第5条の3第1項中「受けるべき給料月額」とあるのは「受けるべき給料月額と附則第7項、附則第9項又は附則第10項の規定による給料の額との合計額」と、第9条及び同条例第3条第1項中「給料月額」とあるのは「給料月額と附則第7項、附則第9項又は附則第10項の規定による給料の額との合計額」とする。
- 12 附則第5項の規定の適用を受ける教育職員に対する第5条の4第2項及び第10条第2項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「応じた額」とあるのは、「応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）」とする。
- 13 附則第5項の規定により学校職員の給料月額の改定を行うときは、法第49条第2項の規定による説明書の交付の請求があつた場合を除き、同条第1項に規定する説明書を交付しないものとする。
- 14 附則第5項から前項までに定めるもののほか、附則第5項の規定による給料月額、附則

第7項の規定による給料その他附則第5項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、委員会が定める。

別表第1 1 教育職給料表(1)再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	233,500	273,800	302,500	330,600	414,700

別表第1 3 教育職給料表(3)再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	233,500	273,800	302,500	330,600	414,700

別表第1 4 教育職給料表(4)再任用職員以外の職員の項中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同表再任用職員の項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	224,700	270,600	297,600	323,900	404,700

別表第5中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(暫定再任用職員に関する経過措置)

- 2 学校職員のうち、暫定再任用職員（地方公務員法等の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年福岡市条例第 号）附則第2条第10号に規定する暫定再任用職員をいう。以下同じ。）（暫定再任用短時間勤務職員（同条第11号に規定する暫定再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を除く。）の給料月額は、当該暫定再任用職員が定年前再任用短時間勤務職員であるものとした場合に適用されるこの条例による改正後の福岡市立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第1項及び第2項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、当該暫定再任用職員の属する職務の級に応じた額とする。
- 3 暫定再任用短時間勤務職員の給料月額については、当該暫定再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の条例第5条の2第1項及び第3項の規定を適用する。
- 4 改正後の条例第5条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。